平成１９年（フ）第２３７７号
愛知県一宮市城崎通５丁目28番地の１
破産者　中村建設株式会社
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１３号
名古屋市中川区柳島町６丁目８番地
破産者　川井重機株式会社
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９３号
名古屋市中川区南脇町２丁目23番地の２
破産者　有限会社大貴工業
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９９号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3126番地の16
破産者　有限会社清水タイル
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
京都市下京区油小路通綾小路下る風早町569番地39
破産者　有限会社きもの萬彩
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
神戸市中央区熊内町１丁目６番10号
破産者　株式会社アクト・ワン
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６６号
神戸市中央区北長狭通３丁目11番18号
破産者　株式会社ビーツー
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７号
兵庫県明石市藤江若林1053―２馬田マンション305
破産者　田代エンジニアリング株式会社
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６８号
広島市南区段原２丁目15番11号
破産者　株式会社なかぶん
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４５号
高知県吾川郡いの町3265番地
破産者　株式会社川崎ビルド
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２６号
高知市萩町１丁目６番37号
破産者　有限会社久保内鉄工所
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９号
栃木県矢板市荒井615番地55　グランドゥメゾン210号
破産者　大越　健二（旧姓神）
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第９７６号
川崎市幸区南幸町２丁目80番地ハクベリー86・101号
破産者　株式会社ヴィバ・ラ・ヴィータ
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９０号
川崎市宮前区平１丁目７番26号
破産者　有限会社ワイ・エム・ディー設備事務所
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９３号
川崎市川崎区小田６丁目16番地７号
破産者　株式会社クオリカ
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
長野県須坂市墨坂南３丁目２番10号
破産者　有限会社高橋設備工業
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６９号
静岡県浜松市北区初生町280番地の14
破産者　有限会社スズイチ
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目６番15号
破産者　株式会社広善工業
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１８７９号
京都市伏見区深草鞍ケ谷43番地７
破産者　株式会社アプティック
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目２番11号
破産者　千代田帽子株式会社
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県西宮市久出ケ谷町11番４号
破産者　有限会社柏興産
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８号
和歌山市加納347番地の４
破産者　有限会社丸中建具製作所
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
福岡県筑後市大字長浜1305番地１
破産者　株式会社西日本アグリサービス
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部